

# 守秘義務に係る契約書

は(以下「甲」という)とライフヒストリー良知(以下「乙」という)は、乙の甲に対する口述自伝事業(ライフヒストリーホームページ及び書籍の制作に係る事業(以下「本事業」という)を実施するにあたり、次のように「守秘義務に関する契約書」(以下「本契約書」という)を締結する。

## 第1条(個人情報の取り扱い方)

乙は、甲に対して本事業を実施するにあたり、乙に所属する者、乙が業務委託した者、本事業に係るすべての関係者が、甲から知り得た個人情報に関して、無制限にその秘密を保持する義務を負うものとする。

## 第2条(個人情報)

本契約における個人情報とは、甲の氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・職業・学歴・職歴・家族構成・生活環境・健康状態・価値観・思想・個人史・ライフヒストリーなどをいう。

## 第3条(守秘義務の範囲)

1. 乙は、甲から知り得た個人情報について、甲の家族、親族、同居人を含む誰一人に対しても、これを開示・報告・提供・漏洩してはならない。
2. 乙は、甲から知り得た個人情報について、乙の役員および従業員に対しても上記と同じ義務を課すものとする。
3. 乙は、甲から知り得た個人情報について、メディアやインターネットを通じて公に開示・提供・漏洩してはならない。
4. 乙は、甲の許可を得た場合を除き、例え匿名であったとしても個人が特定される可能性があるような固有名詞・地名・職業名・関連者名などを交えた情報の開示、報告、提供をしてはならない。
5. 乙は、個人情報に関する資料を、甲の承諾なしに複製、転記してはならない。

## 第4条(業務実施後の個人情報)

本サービスの終了後においても、乙は、甲から提供されたいかなる個人情報を、第1条と同様にその目的以外に使用せず、甲の事前の承諾なしに第三者に開示・報告・提供・漏洩してはならない。

## 第5条(情報・資料などの返却)

乙は、本サービスを実施する際に、甲から開示、提供を受けた写真、映像、録音媒体、日誌、日記、資料などについて、その使用目的が終了したとき、または、甲からその返

却を求められたときに、直ちに複製物も含めて甲に返却するものとする。

第6条（損害賠償）

甲は、乙が本契約に違背したことにより被った損害の賠償を請求することができる。

第7条（有効期間）

本契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、この期間について甲および乙の文書による合意によって変更することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定めない事項、及び本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し円満解決に努めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙明記の上、各一通を保有する。

令和 年 月 日

甲

Ⓜ

乙 滋賀県高島市今津町大供 267 番 1

ライフヒストリー良知

代表 姜 永根 Ⓜ